

経営者による説明（MC）の意義と問題点

飯 塚 雄 基

1. はじめに

本稿は、経営者による説明（Management Commentary；MC）の現状と問題点について考察することを目的としている。

MCとは、「企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローの解釈を行うべき背景を提供する説明的な報告¹⁾」をいい、「経営者の目的および当該目的を達成するための戦略を説明する機会を経営者に提供するもの²⁾」である。MCは、多くの企業にとって、「すでに資本市場とのコミュニケーションの重要な要素となっており、財務諸表を補足するとともに補完している³⁾」とされる⁴⁾。

MCの作成および表示方法を定めるルールは、IASB（国際会計基準審議

1) International Accounting Standards Board, *IFRS Practice Statement: Management Commentary – A framework for presentation*, IASB, 2010, par. IN3（IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part B』中央経済社、2019年、B708頁）。

2) *Ibid.*（同上、同頁）。

3) *Ibid.*（同上、同頁）。

4) なお、MCという名称については次の点に留意されたい。「政府、証券監督機関、証券取引所および職業会計士団体は、負債証券または資本証券が公開で取引されている企業に、経営者による説明の公表を要求することが多い。経営者による説明の範囲に含まれる報告は、法域によっては、経営者の検討および討議（MD&A）、事業および財務のレビュー（OFR）、事業の概況または経営者の報告と呼ばれることがある。」（International Accounting Standards Board, *IFRS Practice Statement: Management Commentary – A framework for presentation*, IASB, 2010, par. BC5（IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part C』中央経済社、2019年、C1990頁）。

会；International Accounting Standards Board）により公表された、実務記述書「経営者による説明」（Practice Statement: Management Commentary；以下、「実務記述書」という）と呼ばれる文書である。IASBは、近年、その実務記述書の改訂プロジェクトを進めている⁵⁾。その背景には、実務記述書が公表された2010年以降、企業報告（corporate reporting）の分野において様々な発展がなされたという事実がある⁶⁾。例えば、最近の企業報告において「最も目立っている⁷⁾」とされるのが統合報告（Integrated Reporting）である。ある調査によれば、2018年度に統合報告書を発行した日本企業数は、前年比69%増の414社であり、このうちの93%は東証一部上場企業で、発行企業数でみれば全体の15%に過ぎないものの、時価総額でみれば全体の58%と6割に達しようとしている⁸⁾。こうした動きをどのようにとらえればよいかは、企業報告実務の観点はもとより、財務報告研究の観点からも問題になるが、いずれ

5) International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28A, Agenda proposal to revise and update the Management Commentary Practice Statement*, IASB Meeting, Nov. 2017, p. 1.

6) International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28A, An initial survey of the landscape and implications for the Board*, IASB Meeting, Mar. 2017; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28B, An Update on Developments*, IASB Meeting, Nov. 2017. なお、実務記述書の改訂が必要とされる具体的な理由としては、こうした企業報告（wider corporate reporting）の発展はもとより、次のような報告実務の欠点があげられていること、a) 戦略に関する報告が（長期ではなく）短期に焦点を当てていること、b) ビジネスモデルについての一般的な記述が多く、企業の長期成功にとって重要な事項に焦点が当てられていないこと、c) 議論が断片的でストーリーを述べていないため、その議論が企業の見通しに対していかなるインプリケーションを持つのかを利用者が理解できないこと、などである（International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Overview of the staff's approach to revision*, IASB Meeting, May 2019, par. 12; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Management Commentary Practice Statement: Education session*, IASB Meeting Mar. 2018, p. 7; 古庄修「IFRS実務記述書『経営者による説明』の改訂の方向性」『ディスクロージャー&IR』第9巻（2019年5月）、76-79頁。)

7) IFRS Foundation, *Request for Views, Trustees' Review of Structure and Effectiveness: Issues for the Review*, IFRS Foundation, Jul. 2015, par. 26（IFRS財団『意見募集体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点』IFRS財団、2015年7月、12頁）。

8) KPMG ジャパン 統合報告センター・オブ・エクセレンス「日本企業の統合報告書に関する調査2018」KPMG、2019年3月、3頁。

の観点からも重要なのは、報告形態間の役割分担であろう。すなわち、財務報告の範囲を広く捉えるほど、他の報告形態との情報の重複という問題が生じるおそれがあり、反対にその範囲を狭く捉えるほど、他の報告形態との間に溝が生まれ、いずれの報告形態でも捕捉できない情報が出てきてしまうおそれがある。こうした報告形態間の役割分担を考えるうえで、MCの意義および問題点は無視できない重要性を帯びている。なぜならば、MCは財務報告の範囲を拡大させるだけでなく、その範囲を画定させる性質を持つからである。MCの範囲を広く捉えることは財務報告のそれを広く捉えることに等しく、その逆もまたしかりである。MCの問題は財務報告の問題であるとともに、他の報告形態の問題でもある。本稿では、財務報告と他の報告形態の境界線上に位置するMCについて、その現状と問題点を考察したい。なお、改訂プロジェクト⁹⁾は現在進行中であり、改訂の内容も暫定的であるため¹⁰⁾、

9) 改訂プロジェクトにおいて目下検討されている具体的な事項は、1. MCの原則および概念（Stream1）、2. 当期財務分析および将来予測的情報（Stream2）、3. 非財務情報（Stream3）の3つである。（International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Cover paper, IASB Meeting*, Mar. 2018, p.2）。ただし、プロジェクトの変遷に伴い、それぞれの名称や内容に若干の修正や変更がなされている。すなわち、上記1の事項は「MCの目的と原則」へ（Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 1 Introduction, MCCG*, Sep. 2018; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, The objectives of management commentary*, IASB Meeting, Nov. 2018.）、上記2の事項は「業績、状態および進展」へ（Management Commentary Consultative Group, *Meeting notes, MCCG*, Jan. 2019, p. 1, International Accounting Standards Board, *IASB Update*, IASB, Feb. 2019, 藤原由紀「マネジメントコメンタリープロジェクトの状況」『季刊 会計基準』第64巻（2019年3月）、92頁）、上記3の事項は「ビジネスモデル、戦略、営業環境およびリスク」へ（Management Commentary Consultative Group, *Meeting notes, MCCG*, Apr. 2019; International Accounting Standards Board, *IASB Update*, IASB, Apr. 2019）、とそれぞれ修正ないし変更されつつ、議論が進められている。なお、今般の改訂プロジェクトにおいて設置された諮問グループであるMCCGについては例えば次の文献を参照されたい。藤原由紀「マネジメントコメンタリープロジェクトの状況」『季刊 会計基準』第63巻（2018年12月）。改訂プロジェクトの成果である公開草案は2020年後期に公表される予定である（IASBのHPを参照）。いずれの事項についても、現在の実務記述書の問題点を踏まえたうえで検討すべきものと考えられる。本書はいずれ公表される公開草案、ひいては改訂版の実務記述書の検討を見据え、現時点の問題点を考察しようとするものである。

本稿では改訂プロジェクトの内容そのものは検討しない。ただし、MCの現状を説明する際には、付随的な情報として改訂プロジェクトの内容に触れたい。

本稿の構成は次のとおりである。次節では議論の出発点として財務報告の本質的特徴を述べる。第3節ではMCがそうした特徴を有するの否かを検討し、第4節ではMCの具体的な内容を検討する。第5節では、現在のMCの問題点と考えられる事項について考察する。

2. 財務報告の本質的特徴

MCの現状と問題点を明らかにするうえでまず検討すべき問題は、MCが財務報告の本質的特徴を有するの否か、であろう。なぜならば、仮に現在のMCに何らかの問題点があるとしても、それを解決するための方向性は、MCを財務報告の一手段と位置付けるのか、または他の報告行為の手段と位置付けるのかによって異なるからである。言い換えれば、仮にMCを財務報告の一手段と位置付けることができなければ、MCの現状および問題点は財務報告の問題ではないということになる。そこで本節では、財務報告の本質的特徴を簡潔に述べ、MCを考察するための基本的な前提を明らかにしたい。

2.1 財務報告とIASB

IASBにおける現在の会計基準その他のルールには、「財務報告」という用語の定義は示されていない。しかし、IASBはたしかに財務報告という行為に対するルールを策定しようとしている。このことは例えば、IFRS[®]基準の

10) 現時点(2020年3月)における暫定決定の内容については次の資料を参照された。International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Cover paper*, IASB Meeting, Mar. 2020, pp. 6-10.

目的等を定めている「IFRS[®]基準に関する趣意書¹¹⁾」および会計基準設定上の指針として策定されている「財務報告に関する概念フレームワーク¹²⁾」が「財務報告 (Financial Reporting)」を対象としていることから明らかである。

それでは、IASB の前提とする財務報告はどのような特徴を有するのだろうか。これを定めているものこそ、「財務報告に関する概念フレームワーク」であると考えられる。そこで以下では、「財務報告に関する概念フレームワーク」を参照しながら、IASB における財務報告の本質的特徴を明らかにしたい。

2.2 財務報告の目的とその利用者

概念フレームワークは、一般目的財務報告の目的を出発点として、財務報告に関わる様々な概念を定義または記述する。なぜならば、「一般目的財務報告の目的は、『概念フレームワーク』の基礎¹³⁾」を構成し、『概念フレームワーク』の他の諸側面（有用な財務情報の質的特性およびコスト制約、報告企業概念、財務諸表の構成要素、認識および認識の中止、測定、表示および開示）は、当該目的から論理的に生じる¹⁴⁾」からである。

現在の概念フレームワークは、単なる財務報告ではなく、一般目的財務報告を対象としている。一般目的財務報告という名称は、財務報告がその利用者として主要な利用者（primary users）を想定していることを意味しており、主要な利用者とは、「必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依

11) International Accounting Standards Board, *Preface to International Financial Reporting Standards*, IASB, 2018, par. 5 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS[®]基準〈注釈付き〉Part A』中央経済社, 2019年, A9頁).

12) International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, Mar. 2018, par. SP1.1 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS[®]基準〈注釈付き〉Part A』中央経済社, 2019年, A15頁).

13) *Ibid.*, par. 1.1 (同上, A17頁).

14) *Ibid.* (同上, 同頁).

拠しなければならぬ現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者¹⁵⁾」をいう。

一般目的財務報告の目的は、「現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な，報告企業についての財務情報を提供すること¹⁶⁾」であり，そのような意思決定とは次の事項に関する意思決定をいう¹⁷⁾。

- (a) 資本金および負債性金融商品の購入，売却または保有
- (b) 貸付金および他の形態の信用の供与または決済
- (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対して投票を行うかまたは他の方法で影響を与える権利の行使

上記の意思決定は，現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者が期待するリターン，例えば配当金，元本および利息の支払いまたは市場価格の上昇による影響を受ける。そして，投資者，与信者およびその他の債権者のリターンについての期待は，企業の将来のネット・キャッシュ・インフローの金額，時期および不確実性の評価，ならびに企業の経済的資源に対する経営者のスチュワードシップの評価による影響を受ける。したがって，現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者は，そうした評価に役立つ情報を必要とする¹⁸⁾。

こうした評価を行うためには，現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者は次に関する情報を必要とする¹⁹⁾。

- (a) 企業の経済的資源，企業に対する請求権ならびに当該資源および請求権の変動

15) *Ibid.*, footnote 4 (同上，同頁)。

16) *Ibid.*, par. 1.2 (同上，同頁)。

17) *Ibid.* (同上，同頁)。

18) *Ibid.*, par. 1.3 (同上，同頁)。

19) *Ibid.*, par. 1.4 (同上，同頁)。

(b) 企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効果的かつ効果的に果たしたのか

(a)にあげられたものは、財務諸表の構成要素として以下のように定義される。

(a)の経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利をいう²⁰⁾。このうち資産とは、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源をいう²¹⁾。他方で、(a)の企業に対する請求権のうち、過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の債務を負債といい²²⁾、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を持分という²³⁾。

加えて、(a)の「当該資源および請求権の変動」には、企業の財務業績を反映するものとそれ以外のものがあり、前者はさらに収益と費用に分けられる²⁴⁾。

2.3 財務情報の質的特性

このように、財務報告は、企業の財務諸表の構成要素に関する有用な情報を提供することを目的とする行為である。有用な情報であるために必要な性質は、「有用な財務情報の質的特性」と呼ばれる²⁵⁾。これは、基本的な質的特性と補強的な質的特性に分けられ、前者は財務情報が有用であるために必ず有していなければならない特性であるのに対し、後者は財務情報の有用性を高めるための特性である²⁶⁾。このうち、基本的な質的特性は目的適合性およ

20) *Ibid.*, par. 4.4 (同上, 同頁).

21) *Ibid.*, par. 4.3 (同上, A36 頁).

22) *Ibid.*, par. 4.26 (同上, A40 頁).

23) *Ibid.*, par. 4.63 (同上, A46 頁).

24) *Ibid.*, par. 4.2 (同上, A35 頁).

25) *Ibid.*, par. 2.1 (同上, A22 頁).

26) *Ibid.*, par. 2.4 (同上, A22 頁).

び忠実な表現である²⁷⁾。目的適合性のある財務情報は、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる²⁸⁾。財務情報が意思決定に相違を生じさせることができるのは、それが予測価値、確認価値またはそれらの両方を有する場合である²⁹⁾。他方で、財務情報が有用であるためには、それが目的適合性のある現象を表現するだけでなく、それが表現しようとする当該現象の実質を忠実に表現しなければならない³⁰⁾。完璧に忠実な表現であるためには、完全性、中立性および無謬性という3つの特性を有していなければならないが、それを現実に達成できることはめったになく、それらを可能な限り最大化することが求められる³¹⁾。補強的な質的特性は、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性の4つからなる³²⁾。この特性は、現象を表現する2つの方法があり、これらの目的適合性と忠実な表現の程度が同等な場合に、どちらかを用いるべきかを決定するのに役立つとされる³³⁾。

2.4 財務報告の手段

財務報告の手段を総称して財務報告書という³⁴⁾。財務報告書は、報告企業の経済的資源、報告企業に対する請求権ならびにそれらの資源および請求権を変動させる取引および他の事象および状況の影響に関する情報（経済現象に関する情報）を提供する³⁵⁾。財務報告の中心をなすのは財務諸表である³⁶⁾。

27) *Ibid.*, par. 2.5 (同上, 同頁).

28) *Ibid.*, par. 2.6 (同上, 同頁).

29) *Ibid.*, par. 2.7 (同上, 同頁).

30) *Ibid.*, par. 2.12 (同上, A23頁).

31) *Ibid.*, par. 2.13 (同上, 同頁).

32) *Ibid.*, par. 2.23 (同上, A25頁).

33) *Ibid.* (同上, 同頁).

34) IASB の概念フレームワークでは、報告行為とそのための手段が区別され、前者は財務報告 (financial reporting) といい、後者は財務報告書 (financial reports) という (*Ibid.*, footnote 1 (同上, A17頁).)。なお、財務報告書に記載される情報を総称して財務情報 (financial information) という (*Ibid.*, par. 2.1 (同上, A22頁).)。

35) *Ibid.*, par. 2.2 (A22頁).

財務諸表とは、特定の形式を有する財務報告書であり、財務諸表の構成要素の定義を満たす企業の経済的資源、当該企業に対する請求権、ならびに当該資源および請求権の変動に関する情報を提供するものをいう³⁷⁾。財務諸表に正式に記載することを認識という³⁸⁾が、そのための条件を認識規準といい、先に述べた「財務諸表の構成要素の定義」はもとより、基本的質的特性である「目的適合性」および「忠実な表現」という2つの条件を満たすことが求められる³⁹⁾。

他方で、財務報告には財務諸表以外の報告手段もあり、それを「その他の財務報告」という。その他の財務報告とは、「財務諸表の外で提供される情報のうち、完全な1組の財務諸表の解釈における支援をするかまたは財務諸表利用者が効率的な経済的意思決定を行う能力を向上させるもので構成される⁴⁰⁾」。

36) International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, Mar. 2018, par. BC1.4 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part C』中央経済社, 2019年, C15頁)。

37) IASB, *op. cit. supra note* (12), par. 3.1 (IFRS 財団編, 前掲 (注12), A30頁)。

38) *Ibid.*, par. 5.1 (同上, A49頁)。

39) *Ibid.*, pars. 5.6-5.25 (同上, A50-A54頁)。なお、認識規準の問題点については、拙稿(飯塚雄基「自己創設無形資産と概念フレームワーク」『福岡大学商学論叢』第64巻第2号(2019年9月), 401-411頁。)を参照されたい。

40) IASB, *op. cit. supra note* (11), par. 7 (IFRS 財団編, 前掲 (注11), A9頁)。なお、その他の財務報告(または「より広い財務報告(broader financial reporting)」)の特徴を、それが提供しうる情報の種類という観点から明らかにする見解もある。それによれば、その他の財務報告は次の事項に関する情報を提供するものとされている。すなわち、(1)「会社の長期価値創造のためのビジネスモデル、戦略および事業環境」、(2)「非GAAP財務業績尺度」、(3)「先行財務情報」および(4)「将来予測的情報」の4つである(IASB, *op. cit. supra note* (5), par. 8; IASB, *op. cit. supra note*(6), par. 4; 古庄修「アカデミック・フォーサイト 一歩先行く学者の視点 IFRS 実務記述書『経営者による説明』の改訂の視点:『より広い企業報告』と財務報告306E境界問題」『会計監査ジャーナル』第30巻第5号(2018年5月), 83頁)。

3. MC と財務報告

MC は財務報告の本質的特徴を有するといえるだろうか。この問題は、MC の現状はもとより、その問題点を明らかにするうえで重要である。

3.1 MC の位置付けと財務報告の目的

冒頭に述べたように、MC は実務記述書に定められているが、実務記述書は IFRS、すなわち IASB の会計基準ではない。そのために、「IFRS を適用する企業は、各々の法域による特段の要求がない限り、本実務記述書に準拠することは要求されない⁴¹⁾」し、「本実務記述書に準拠していなくても、他の点では IFRS に準拠している場合には、企業の財務諸表が IFRS に準拠することを妨げるものではない⁴²⁾」。すなわち、実務記述書は、「国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して作成された財務諸表に関連する経営者による説明の表示に関する広範で拘束力のないフレームワークを提供するものにすぎない⁴³⁾」。しかし、「経営者による説明を表示する際、経営者は、本実務記述書にどの程度従っているのかを説明すべき⁴⁴⁾」であり、「経営者による説明が本実務記述書に準拠しているという主張は、全体が本記述書に準拠している場合にのみ行うことができる⁴⁵⁾。」このように、MC とは実務記述書に準拠して作成されたものをいうため、MC の特徴を明らかにするためには実務記述書を参照することが不可欠である。また、実務記述書は、その本文および結論の根拠はもとより、「『IFRS[®]基準に関する趣意書』および『財務報告に関する概念フレームワーク』に照らして⁴⁶⁾」解釈されなければならない。したがって、MC

41) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. IN2 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B708 頁).

42) *Ibid.* (同上, 同頁).

43) *Ibid.*, par. IN1 (同上, 同頁).

44) *Ibid.*, par. 7 (同上, B710 頁).

45) *Ibid.* (同上, 同頁).

図表 1 MC の位置付け

財務報告書		
その他の財務報告	財務諸表	
MC	基本財務諸表	注記

の特徴を明らかにするためには、実務記述書だけでなく、上記趣意書および概念フレームワークも参照しなければならない。

もとより IFRS 基準は、「営利企業の一般目的財務諸表およびその他の財務報告に適用するように設計されている⁴⁷⁾」。このうち、その他の財務報告は、すでに述べたように、「財務諸表の外で提供される情報のうち、完全な1組の財務諸表の解釈における支援をするかまたは財務諸表利用者が効率的な経済的意思決定を行う能力を向上させるもので構成される⁴⁸⁾」。MC は、この「その他の財務報告の定義に該当⁴⁹⁾」し、「財務報告の境界内にあり、『概念フレームワーク』の範囲に含まれる⁵⁰⁾」ので、IASB の「範囲と権限の中に含まれる⁵¹⁾」（図表 1 を参照）。

このように MC は財務報告の一手段と位置付けられるので、その目的は財務報告の目的同じであるといえよう。この点は実務記述書の公表目的からしても明らかである。すなわち、実務記述書は、MC によって「提供される情報の有用性を改善すること⁵²⁾」を目的としており、それによって、MC が「財務諸表とともに提供される場合に、利用者が企業への資源の提供に関する意思決定をよりよく行えるようにするため⁵³⁾」に公表されたものである。

46) *Ibid.* (同上, B707 頁).

47) IASB, *op. cit. supra* note (11), par. 5 (IFRS 財団編, 前掲 (注 11), A9 頁).

48) *Ibid.*, par. 7 (同上, 同頁).

49) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC11 (IFRS 財団編, 前掲 (注 4), C1991 頁).

50) *Ibid.* (同上, 同頁).

51) *Ibid.* (同上, 同頁).

52) *Ibid.*, par. BC4 (同上, C1990 頁).

53) *Ibid.* (同上, 同頁).

3.2 MCの利用者および質的特性

ある情報をMCに含めるか否かを判断する際、「経営者は、財務報告の主要な利用者のニーズを考慮⁵⁴⁾」するように求められるが、「これらの利用者は、現在のおよび潜在的な投資家、融資者および他の債権者である⁵⁵⁾」。すなわち、MCの利用者は財務報告の主要な利用者と同義である。

また、MCが有すべき質的特性も概念フレームワークの影響を大きく受けており⁵⁶⁾、MCの「適切な質的特性は『概念フレームワーク』の第3章で識別されている質的特性⁵⁷⁾」であり、第3章の質的特性は、財務諸表とMCの両方に適用されることになる⁵⁸⁾。したがって、MCは、「目的適合性および忠実な表現の基本的な質的特性を有すべき⁵⁹⁾」であり、また、「比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性という補強的な質的特性も最大化すべきである⁶⁰⁾」とされる⁶¹⁾。

3.3 MCと他の報告手段

MCがその他の財務報告に該当するのは上述のとおりであるが⁶²⁾、財務諸表とMCはどのような関係にあるのだろうか。実務記述書によれば、MCが財務諸表に関連したものである場合、財務諸表をMCと一緒に利用できるようにするか、または関連する財務諸表をMCの中で識別しなければならない⁶³⁾。そのため、MCと財務諸表は明確に区別されなければならない⁶⁴⁾。しかし、両者を区別するための具体的な観点または指針の類は実務記述書に定められていない⁶⁵⁾。

54) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 8 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B710頁).

55) *Ibid.* (同上, 同頁).

56) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC22 (IFRS 財団編, 前掲 (注4), C1993頁).

57) *Ibid.*, par. BC42 (同上, C1997頁).

58) *Ibid.* (同上, 同頁).

59) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 20 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B713頁).

60) *Ibid.* (同上, 同頁).

なお、MC はあくまでも財務報告の一手段であり、財務報告以外の報告行為（以下、「その他の報告」という）には該当しないため、MC とその他の報告も区別しなければならない⁶⁶⁾。しかし、実務記述書は、「MC として表示するものを明確に識別し他の情報と区別すべきである⁶⁷⁾」と述べるにとどまり、両者をどのように区別したらよいかについては必ずしも明らかでない。

- 61) このように現在の実務記述書は質的特性を列挙するにとどまり、MC の作成上、質的特性をどのように考慮すればよいかについてはガイダンスを示していない (International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Approach to guidance on qualitative characteristics*, IASB Meeting, Jul. 2019, par. 6.)。そのため、現在提供されている MC は必ずしも有用な財務情報の質的特性を有するとはいえず、とりわけ次のような問題点があるとされている。すなわち、(a) 企業の長期成功に影響を及ぼす、その企業固有の事項に焦点が当てられていないこと、(b) 議論が不完全または断片的であるために、「ストーリー全体を述べる」ことができていないこと、(c) ポジティブなバイアスを志向する傾向があり、MC によって提供される情報に中立性が欠如していること、(d) (期間ごとに様々な業績指標が提供されるために) 企業間および期間ごとの比較可能性が欠如していること、(e) 内容が重複するか、または重要な情報もしくは定型的な情報 ('boilerplate' information) が記載されるために、簡潔性が欠如していること、である (*Ibid.*, par. 7.)。改訂プロジェクトにおいては、こうした問題点を解消するために、より多くのガイダンスを提供すべく具体的な議論が重ねられている (*Ibid.*, pars. 9-19; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15B, Making relevance and materiality judgement*, IASB Meeting, Jul. 2019; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Faithful representation in management commentary*, IASB Meeting, Sep. 2019; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Enhancing qualitative characteristics in management commentary*, IASB Meeting, Oct. 2019.)。
- 62) ただし、MC の位置づけは法域によって異なる。すなわち、MC が、印刷された株主への報告の中で年次財務諸表に付属する法域もあれば、規制当局に対する別個の年次提出書類の中に含まれる法域もある (IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC18 (IFRS 財団編, 前掲 (注 4), C1993 頁))。
- 63) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 5 (IFRS 財団編, 前掲 (注 1), B710 頁)。
- 64) 実際、IASB は、MC を (例えば財務諸表の注記に文章その他の情報を追加記載することによって) 財務諸表に組み込むことが望ましいかどうかを検討したが、MC は財務諸表を補足し補完すべきものであり財務諸表そのものの中に置くべきではないとしている (IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC19 (IFRS 財団編, 前掲 (注 4), C1993 頁))。
- 65) 渡辺剛「財務報告における記述情報開示の意義と課題」『福岡大学商学論叢』第 56 巻第 4 号 (2012 年 3 月), 365-369 頁。
- 66) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 2 (IFRS 財団編, 前掲 (注 1), B710 頁)。
- 67) *Ibid.* (同上, 同頁)。

4. MCの特徴

以上を総括すれば、MCは、その他の財務報告に該当し、財務報告の本質的特徴、すなわち財務報告の目的、利用者、質的特性および手段の観点からみて財務報告の一手段と位置付けることができる。実務記述書は、このような基本的前提に立ったうえで、(1)「MCの目的」、それを達成するための(2)「MCの原則」、およびその原則にしたがって(3)「提供すべき情報の種類と内容」について述べている。

4.1 MCの目的

MCの目的は、「関連する財務情報についての背景を示す統合的な情報を財務諸表の利用者に提供⁶⁸⁾」することにある。このような統合的な情報は、「良い状況と悪い状況の双方を含めて、何が起こったのかだけでなく、なぜそれが起こったのかおよび企業の将来に対してどのような影響があるのかに関する経営者の見解を説明する⁶⁹⁾」。また、こうした情報は、「企業の資源、企業および当該資源に対する請求権ならびにそれらを変動させる取引および他の事象に関する⁷⁰⁾」ものであり、「財務諸表を補足し補完する⁷¹⁾」。

なお、MCは、「企業の将来の業績、状態および進展に影響を与える可能性のある主要な傾向および要素も説明すべきである⁷²⁾」とされ、現在のみならず過去および将来の「統合的な情報」が求められているといえよう⁷³⁾。

68) *Ibid.*, par. 9 (同上, B711頁).

69) *Ibid.* (同上, 同頁).

70) *Ibid.*, par. 10 (同上, 同頁).

71) *Ibid.* (同上, 同頁).

72) *Ibid.*, par. 11 (同上, 同頁).

4.2 MCの原則

MCはその目的を果たすために次の2つの原則に従うことが求められる⁷⁴⁾。

- (a) 企業の業績、状態および進展についての経営者の見解を提供すること
- (b) 財務諸表に表示されている情報を補足し補完すること

(a)について、MCは、「企業の業績、状態および進展についての経営者の見解を提供すべき⁷⁵⁾」であり、その際、「経営者が事業を管理する上で重要な情報から導き出され⁷⁶⁾」なければならない。なぜならば、「わずかな例外はあるが、経営者が事業を管理する上で重要な情報は、資本提供者が業績および見通しを評価する上で重要な情報と同じ⁷⁷⁾」だからである。

他方(b)について、MCは、「財務諸表に表示されている金額およびその情報を形成する状況および事象についての説明により財務諸表を補足し補完⁷⁸⁾」し、「企業とその業績に関する情報のうち財務諸表で表示されていないが企業の経営にとって重要なものについての情報⁷⁹⁾」を含めなければならない。

73) 改訂プロジェクトでは、MCの目的を次のように定める提案がなされている。すなわち、「MCの目的は、企業の将来キャッシュ・インフローの見通しおよび企業の経済的資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ、歴史的な財務情報および経営情報ならびに分析を主たる利用者に提供することによって財務諸表の背景を示すことである。」(International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, The objective of management commentary*, IASB Meeting, Mar. 2020, par. 6.) これは、MCの目的を財務報告の目的と整合させようとするものである (*Ibid.*, par. 11.)。すなわち、「MCは財務報告の一部であり、財務報告の目的を果たすために貢献しなければならない」(*Ibid.*) ので、共通の特徴 (a common feature) である「キャッシュ・フローの見通しおよび経営者の受託責任に対する評価への言及」によって、MCを財務報告の目的を果たすための一手段と位置付けている (*Ibid.*, par. 12.)。

74) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 12 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B711頁)。

75) *Ibid.*, par. 15 (同上, B712頁)。

76) *Ibid.* (同上, 同頁)。

77) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC32 (IFRS 財団編, 前掲 (注4), C1995頁)。

78) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 16 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B712頁)。

79) *Ibid.* (同上, 同頁)。

つまり、MC は財務諸表に表示されていない情報によって財務諸表を補足および補完しなければならない。

なお、これらの原則に従って提供される情報のなかには、(a)「将来予測的情報」および(b)「『財務報告に関する概念フレームワーク』に示された質的特性を有する情報」が含まれる⁸⁰⁾。このうち「将来予測的情報」とは、「将来に関する情報」をいい、具体的には、「後に歴史的情報（すなわち、業績）として表示される可能性がある将来に関する情報（例えば、見直しおよび計画に関する情報）⁸¹⁾」が含まれ、「主観的なものであり、作成には専門的な判断の行使が必要とされる⁸²⁾」ものである。将来予測的情報は、「財務報告の利用者が、過去の業績が将来の業績の目安となるのかどうか、企業の進展が経営者の記述している目的に沿っているのかどうかを評価するのに役立つ⁸³⁾」とされる。

4.3 MC の要素

以上述べたように、MC は、財務諸表の背景を示す統合的な情報を利用者に提供することを目的としており、そのためには、経営者の見解を提供して財務諸表を補足および補完しなければならない。それでは、MC によって提供される統合的な情報とは具体的にどのようなものを指すのであろうか。実務記述書は、これを「MC の要素」と呼び、次の5つの項目を掲げている。

80) *Ibid.*, par. 13 (同上, B711 頁)。その他にも、MC は、「財務報告の利用者が、進展のための記述された戦略および計画との比較で企業の業績および経営者の行動を評価するのに役立つ情報を提供すべきである」(*Ibid.*, par. 14 (同上, 同頁).) とされ、例えば、財務報告の利用者が、企業リスク・エクスポージャー、リスクを管理する戦略およびそのような戦略の有効性などを理解するのに役立つ情報があげられる (*Ibid.* (同上, 同頁).)。

81) *Ibid.*, Glossary (同上, B718 頁)。

82) *Ibid.* (同上, 同頁)。なお、将来予測的情報の詳細については次のパラグラフを参照されたい。*Ibid.*, pars. 17-18 (同上, B712 頁)。

83) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC27 (IFRS 財団編, 前掲 (注4), C1994 頁)。

これらは、いわば「MCの目的と原則」を具体的な記載項目へと落とし込んだものと解することができる。

- (a) 「事業の内容」
- (b) 「経営者の目的および当該目的を達成するための戦略」
- (c) 「企業の最も重要な資源、リスクおよび関係」
- (d) 「営業の業績および見通し」
- (e) 「記述された目的と比較して企業の業績を評価するために経営者が使用している重要な業績の測定値および指標」

MCを作成する企業は、これらの項目を理解するために不可欠な情報を提供しなければならない⁸⁴⁾。それぞれの内容を簡潔に述べれば次のとおりである⁸⁵⁾。

(a) 「事業の内容」は、財務報告の利用者が企業および企業が営業を行っている外部環境について理解を得るのに役立つような事業についての記述であり⁸⁶⁾、「企業の業績、戦略上の選択肢および見通しを評価し理解するための出発点としての役目を果たす⁸⁷⁾」とされる。

(b) 「目的および戦略」は、経営者の目的および当該目的を達成するための戦略を開示するものであり、財務報告の利用者が活動の優先順位を理解するとともに結果を出すために管理されなければならない資源を選別できるような方法で行わなければならない⁸⁸⁾。例えば、経営者が市場動向およびそれが

84) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 24 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B714 頁).

85) より詳細な内容については実務記述書 (*Ibid.*, pars. 24-40 (同上, B714-B717 頁).) を参照されたい。

86) *Ibid.*, par. 26 (同上, B714 頁).

87) *Ibid.* (同上, 同頁).

88) *Ibid.*, par. 27 (同上, B715 頁).

表す脅威および機会にどのように対処するつもりなのかに関する情報は、企業の将来の業績に関する予想を形作る可能性のある見識を財務報告の利用者に提供する⁸⁹⁾。

(c)「資源、リスクおよび関係」とは、「企業の価値に影響する可能性がある」と経営者が考えている最も重要な資源、リスクおよび関係、ならびにこれらの資源、リスクおよび関係⁹⁰⁾をいい、これらがどのように管理されているのかを明確に述べることが求められる⁹¹⁾。

このうち、「資源」については、「企業が利用可能な財務的および非財務的資源と、それらの資源が記述された目的を達成するためにどのように使用されているのかを示す⁹²⁾」ことが求められる。例えば、「企業の資本構造の適切性、財務上の取決め（財政状態計算書で認識されていてもいなくても）、流動性およびキャッシュ・フロー、人的および知的資本資源についての分析⁹³⁾」は、「有用な情報を提供できる開示の例⁹⁴⁾」である。

「リスク」については、「企業の主要なリスク・エクスポージャーおよびこれらのリスクの変動を、このようなリスクを受け入れるまたは軽減するための計画および戦略と一緒に、またリスク管理戦略の有効性についての開示と併せて、開示する⁹⁵⁾」ことが求められる。リスクについての開示は、「利用者が企業のリスクおよび予想される結果を評価するのに役立つ⁹⁶⁾」とされる。なお、リスクにもさまざまなものが考えられるが、実務記述書は、「主要な戦略上、商業上、業務上および財務上のリスクを開示すべきである⁹⁷⁾」とし、

89) *Ibid.* (同上, 同頁).

90) *Ibid.*, par. 29 (同上, 同頁).

91) *Ibid.* (同上, 同頁).

92) *Ibid.*, par. 30 (同上, 同頁).

93) *Ibid.* (同上, 同頁).

94) *Ibid.* (同上, 同頁).

95) *Ibid.*, par. 31 (同上, 同頁).

96) *Ibid.* (同上, 同頁).

97) *Ibid.*, par. 32 (同上, 同頁).

これらのリスクは、「企業の戦略および企業の価値の向上に大きな影響を与える⁹⁸⁾」可能性があるという。また、リスクには、「悪い結果と潜在的な機会へのエクスポージャーの双方を含めるべきである⁹⁹⁾」とされ、「主要なリスクおよび不確実性は、企業にとっての重要な外部または内部のリスクのいずれかを構成する¹⁰⁰⁾」という。

「関係」については、「企業が利害関係者と有している重要な関係、その関係が企業の業績や価値にどのように影響しそうなのか、およびその関係がどのように管理されているのか¹⁰¹⁾」を明らかにすることが求められる。こうした開示は、「企業の有する関係が事業の内容にどのように影響するのか、また企業の関係が事業を相当のリスクにさらすのかどうかを、財務報告の利用者が理解するのに役立つ¹⁰²⁾」とされる。

(d)「業績および見通し」とは、「企業の財務的および非財務的業績、その業績がどの程度将来の業績の目安となり得るのかおよび企業の見通しについての経営者の評価に関する明確な記述¹⁰³⁾」をいい、「利用者が企業の業績、状態、進展および見通しについて独自の評価を行うのに役立つことができる¹⁰⁴⁾」とされる。

このうち、「業績」とは、「その期間中の業績および進展とその期末における状態についての説明¹⁰⁵⁾」をいい、そうした説明は、「事業に影響を及ぼす主要な動向および要因に対する洞察を財務報告の利用者に提供する¹⁰⁶⁾」とされる。他方で、「見通し」とは、「企業についての見通しの分析¹⁰⁷⁾」をいい、

98) *Ibid.* (同上, 同頁).

99) *Ibid.* (同上, 同頁).

100) *Ibid.* (同上, 同頁).

101) *Ibid.*, par. 33 (同上, B716 頁).

102) *Ibid.* (同上, 同頁).

103) *Ibid.*, par. 34 (同上, 同頁).

104) *Ibid.* (同上, 同頁).

105) *Ibid.*, par. 35 (同上, 同頁).

106) *Ibid.* (同上, 同頁).

これには、「財務的および非財務的測定値についての目標値が含まれる¹⁰⁸⁾」
場合がある。こうした情報は、「経営者が長期にわたって企業に対する戦略
をどのように実施するつもりなのかを理解するのに役立つ¹⁰⁹⁾」とされる。

(e)「業績測定値および指標」のうち、業績測定値とは、「企業の重大な成
功要素を反映する数量化された測定¹¹⁰⁾」をいい、指標とは、「企業がどのよう
に管理されるのかを記述する叙述的な証拠¹¹¹⁾」または「業績について間接的
な証拠を提供する数量化された測定値¹¹²⁾」をいう。「企業を理解するのに最
も重要な業績測定値および指標は、経営者が企業を管理するために使用して
いる業績測定値および指標¹¹³⁾」であり、「業績測定値および指標は、通常、企
業が営業を行っている業界を反映する¹¹⁴⁾」という。経営者は、(財務的か非
財務的に関わらず、)記述された目的に対する進展を評価するために自ら
が使用している業績測定値および指標を開示よることが求められる¹¹⁵⁾。

5. MCの問題点

実務記述書の改訂プロジェクトが進められているなか、現在のMCにどの
ような問題点があるのかを検討しておくことは、今後のMC、ひいては財務
報告のあり方を模索するうえで少なからぬ意義があるように思われる。そ
こで、以下、いくつかの問題点について検討したい。

107) *Ibid.*, par. 36 (同上, 同頁).

108) *Ibid.* (同上, 同頁).

109) *Ibid.* (同上, 同頁).

110) *Ibid.*, par. 37 (同上, B717 頁).

111) *Ibid.* (同上, 同頁).

112) *Ibid.* (同上, 同頁).

113) *Ibid.*, par. 38 (同上, 同頁).

114) *Ibid.* (同上, 同頁).

115) *Ibid.*, par. 37 (同上, 同頁).

5.1 財務諸表の補足および補完

すでに述べたように、MCの原則の一つには、「財務諸表の補足および補完」という原則がある。これは、MCが、「財務諸表に表示されている金額およびその情報を形成する状況および事象についての説明により財務諸表を補足し補完する¹¹⁶⁾」ことを求めるものであり、具体的には、「企業とその業績に関する情報のうち財務諸表で表示されていないが企業の経営にとって重要なものについての情報を含める¹¹⁷⁾」ことが求められる。問題はこの原則にいう、「補足および補完」の意味である。「補足」と「補完」は異なるのであろうか。これらの用語の意味次第で、「財務諸表で表示されていないが企業の経営にとって重要なものについての情報」の内容は変わりうるし、「趣意書」第7項の記述、すなわち「その他の財務報告は、財務諸表の外で提供される情報のうち、完全な一組の財務諸表の解釈を補助したり、財務諸表利用者が効率的な経済的意思決定を行う能力を向上させたりするもので構成される」における「解釈を補助」または「効率的な経済的志決定を行う能力を向上させる」の意味も変わりうるだろう¹¹⁸⁾。

従来、「補足」および「補完」という用語は、次のように区別して用いられてきたと考えられる。まず後者の「補完」とは、「財務諸表本体で採用された見地と同様の見地から、指示対象である経済活動および経済事象を写体である財務諸表にマッピングするさいに生じるギャップを埋めること¹¹⁹⁾」をいう。

116) *Ibid.*, par. 16 (同上, B712頁)。

117) *Ibid.* (同上, 同頁)。

118) 実務記述書では、財務諸表を補足し補完する情報を提供するという原則は、「趣意書」第7項の記述を具体化したものであると説明されている (IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC33 (IFRS財団編, 前掲(注4), C1995頁))。

119) 広瀬義州『財務会計(第13版)』中央経済社, 2015年, 784頁; 広瀬義州「財務諸表, 注記および補足情報のディスクロージャー」『福岡大学商学論叢』第29巻第2・3号(1984年11月), 590-593頁; Financial Accounting Standards Board, *Invitation to Comment, Financial Statements and Other Means of Financial Reporting*, FASB, 1980, par. 55.

財務諸表本体で採用される見地には様々なものが考えられるが、代表例は取得原価主義会計などの会計システムである。「補完」のための手段としては注記および附属明細表があげられる。それに対して、「補足」とは、「例えば、ある種の資産の評価基準に時価を用いた情報（測定属性別分類）や、また企業を法実体の見地とは異なる経済実体の見地からみた情報（エンティティ別分類）のように、基本財務諸表とは全く別の見地から企業の経済活動および経済事象の全部または一部をマッピングする¹²⁰⁾」ことをいう。「補足」のための手段としては補足財務諸表¹²¹⁾があげられる。

現在の実務記述書は、「補足」と「補完」を区別して用いずに、「補足および補完」という具合に両者をひとまとまりのものとして用いている¹²²⁾。そうであれば、あえて2つの言葉を用いる必要はなく、どちらか一方の用語に統一した方が良い。ただし、その場合、別々の機能を果たすものをひとまとめにしてしまうことにより混乱が生じるおそれがある¹²³⁾。

なお、こうした「補足」および「補完」という用語の他に、実務記述書には財務諸表との「整合性」または「関連性」という用語を用いている箇所がある。

120) 同上、788頁。

121) 補足財務諸表(補足情報)の詳細については次の文献を参照されたい。広瀬義州編著『財務報告の変革』中央経済社、2011年、24-26頁。

122) なお、実務記述書の討議資料(Discussion Paper)および公開草案(Exposure Draft)の段階では、「補足」(supplement)および「補完」(complement)の意義が別々に説明されていた。すなわち、補足とは、財務諸表に報告される金額を追加的に説明し、また、財務諸表情報を特徴づける条件および事象を説明することをいうのに対し、補完とは、財務諸表に報告されていない事業およびその業績に関する財務情報および非財務情報を提供することをいうとされていた(International Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Management Commentary - A paper prepared for the IASB by staff of its partner standard-setters and others*, IASB, Oct. 2005, pars. 42-43; International Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Management Commentary*, IASB, Jun. 2009, pars. 15-16.)。こうした用語法は従来の用語法とはいわば逆の対応関係にあるとみることができる。すなわち、従来の意味での「補足」が実務記述書の「補完」に、従来の意味での「補完」が実務記述書の「補足」に対応している。

例えば、MCは「関連する財務諸表と整合 (consistent - 引用者) したものとすべきである¹²⁴⁾」とされるが、整合の意味およびその条件が明記されていない。そのため、現状のままでは企業間での対応の仕方に大きなばらつきが

123) この問題については改訂プロジェクトでも検討されている。現在の実務記述書は、MCの特徴として、財務諸表の背景を提供すること (IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 9 (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B711 頁。)) や財務諸表を補足すること (*Ibid.*, par. 10 (同上, 同頁。)) に言及しているが、背景や補足という用語の意味が明確でないため、MCの役割を解釈することが難しい (IASB, *op. cit. supra* note (73), par. 17。)。そこで、MCの役割を次のように説明することが提案されている。すなわち、「MCの役割は、(a)財務諸表に描写される企業の業績および状態に対する主たる利用者の理解を向上させ、かつ、(b)企業の見通しに影響を及ぼしうる要因に対する洞察を与える、有用な情報および分析を提供することによって、将来キャッシュ・フローの見通しおよび受託責任に対する主たる利用者の評価を支援することである」 (*Ibid.*, par. 18。)。ここでは、分析、理解の向上および洞察というキーワードが用いられているが、その意図は、MCが単に何 (what) が起きたのかを描写するだけでなく、それがなぜ (why) 起きたのかを説明するとともに、将来へのインプリケーションをより良く理解するのに役立つ情報を提供する旨を示すことにある (*Ibid.*, par. 19。)。さらに、そのようなMCの情報は、(a)企業の業績、状態および進展に関する経営者の見解を提供し、(b)財務諸表とは異なる情報、具体的には(i)財務諸表よりも多くの議論、分析、記述その他の定性情報、(ii)財務諸表よりも多くの、将来起こりうる取引および事象に関する情報その他の将来予測の情報、(iii)財務諸表よりも多くの背景情報その他の非財務情報を含むとされる (*Ibid.*)。たしかに、このように具体的かつ詳細にMCの特徴および財務諸表との相違を論じることは、MCの本質を明らかにするうえで必要不可欠であるが、最も重要な問題には回答がなされていないように思われる。それは、従来の補完や補足との関係性である。これらの用語はいずれも、財務報告の手段を特徴づけるために用いられてきたものであり、それらの本質的な相違は財務諸表の作成に用いられた見地 (perspective) の相違による。そのため、MCを補完を担うものと位置付けるのか、補足も担うものと位置付けるのか、その点も重要になる。すなわち、例えば取得原価主義会計という会計システムを前提とし、MCを補完を担うものと位置付けるのであれば、MCはあくまでも取得原価主義会計のもとで提供されうる情報へのインプリケーションを経営者の目線で提供することが求められる。他方で、他の会計システムに基づく補足財務諸表の作成を前提とし、MCを補足まで担うものと位置付ければ、他の会計システムのもとで提供されうる情報へのインプリケーションを経営者の目線で提供することも求められることになる。このように、MCの本質を述べるうえで、補完と補足という用語の意味と使い分けという問題は避けることができない。そのため、上記のスタッフ提案のように、補足という用語の使用を避け、別の用語によってMCの特徴を説明したとしても、その本質的な特徴、特に他の財務報告手段との相違を説明することには限界があるように思われる。

124) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 23(a) (IFRS 財団編, 前掲 (注1), B713 頁。)

生じるおそれがある。また、経営者は、MC として表示するものを明確に識別し、他の情報と区別するように求められるが¹²⁵⁾、これも難しいといわざるをえない。

また、MC が財務諸表に関連 (relate) したものである場合、財務諸表を MC と一緒に利用できるようにするか、または関連する財務諸表を MC の中で識別することが求められるが¹²⁶⁾、財務諸表に関連しているとはどのような意味であろうか。仮に MC が財務諸表と関連していない場合、それは MC と呼べるものなのであろうか。

そもそも、これらの用語を上述の「補足および補完」という用語に置き換えることはできないのであろうか。仮に置き換えたとしても大きな問題は生じないであろう。なぜならば、置き換えて矛盾が生じるほどその意味が限定されていないからである。

5.2 注記との重複のおそれ

実務記述書によれば、実務上可能な場合には、MC と注記の重複を避けるべきであり、「財務諸表の情報を分析なしに列挙したり、企業の過去の業績または見通しに関する洞察を与えない紋切り型の検討を示したりしても、財務報告書の利用者に有用な情報を提供する可能性は低く、企業が直面している最も重大な事項を利用者が識別し理解することの障害となる可能性がある¹²⁷⁾」としている。

しかし、IASB も認めているように、IFRS および「概念フレームワーク」は開示の要求事項を設定するための指針（いわば開示ルール設定のためのルール）を定めていないので、情報が注記と MC のいずれに属するのかは、必ず

125) *Ibid.*, par. 6 (同上, B710 頁).

126) *Ibid.*, par. 5 (同上, 同頁).

127) *Ibid.*, par. 23(b) (同上, B713 頁).

しも明確ではない¹²⁸⁾。そのため、現状のままでは、「財務諸表の注記の中で開示される種類の情報と経営者による説明の中で開示される種類の情報との間に重複が存在する¹²⁹⁾」ことは避けられないであろう。

もとより注記は財務諸表の一部である。したがって、注記かMCかは、財務諸表か否かの問題でもある。注記かMCかを区別できないということは、財務諸表か否かを区別できないというに等しい。それにもかかわらず、MCと財務諸表の整合性を求めるのは至難の業ではなかろうか¹³⁰⁾。

128) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC50 (IFRS 財団編, 前掲 (注4), C1999 頁)。なお、注記とMCの役割分担, すなわちある情報を注記とMCのいずれに記載するかという問題 (いわゆる「配置規準」(placement criteria) の問題) については、現在の実務記述書のもとになった討議資料において一定の見解が示されていた。それによれば、情報は、①それが企業およびその経営環境の背景と財務諸表とを結びつける情報を投資者に提供する場合にはMCに開示され、②それが基本財務諸表およびその構成要素の理解に不可欠である場合には注記に開示される、という (IASB, *op. cit. supra* note (122), par. 169.)。例えば、企業が外貨建取引を行う場合、財務諸表 (注記を含む) に記載されるのは、(a) 為替差損益、(b) 当期における外貨建取引の会計方針、(c) 機能通貨およびその選択理由、(d) 基本財務諸表の本体に記載されない為替差損益などであるのに対し、MCに記載されるのは、(為替リスクが重要なリスクであることを前提とすれば、) (a) 市場リスク (為替リスクおよびその管理方法を含む) に関する情報、(b) 為替相場の変動による影響、(c) 為替相場の過去の傾向および経営者が予想する将来の傾向、(d) 為替リスク管理の目的および戦略、(e) 為替リスクに関連して業績を評価および管理するために経営者が用いている指標 (有効にヘッジされている外貨建取引の割合など) などである (*Ibid.*, pars. E3-E5.)。この配置規準を適用するためには、上記①については「企業およびその経営環境の背景と財務諸表の結び付け」をどのように解するのか、上記②については「基本財務諸表およびその構成要素の理解に不可欠である」をどのように解するのか、が問題になるであろう。これらの問題に答えるためにはやはり、上述したMCおよび注記の機能を補完または補足という観点から説明しなければならないように思われる。なお、配置規準の適用例については、上記の他にも、「鉱物の探査コストと埋蔵量」(*Ibid.*, pars. E6-E9.)、「自己創設ブランド」(*Ibid.*, pars. E10-E12.)、「従業員の労働力」(*Ibid.*, pars. E13-E15.) が取り上げられている。加えて、MCが経営者の見解 (Management's View) を提供するものであることに鑑みれば、マネジメントアプローチによって提供することが求められているセグメント情報の取り扱いが問題になる。この点については、渡辺剛, 前掲 (注66), 15-17 頁を参照されたい。

129) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC52 (IFRS 財団編, 前掲 (注4), C1999 頁)。

5.3 MCの要素の意義

すでに述べたように、MCを作成する企業は、その要素として、(a)「事業の内容」、(b)「経営者の目的および当該目的を達成するための戦略」、(c)「企業の最も重要な資源、リスクおよび関係」、(d)「営業の業績および見通し」、(e)「記述された目的と比較して企業の業績を評価するために経営者が使用している重要な業績の測定値および指標」を記載しなければならない。

これら5つの要素は、「現在のおよび潜在的な投資家、融資者および他の債権者のニーズに基づいて¹³¹⁾」決定されたという。それらのニーズは図表2に示すとおりである。利用者の意思決定に有用な情報を提供することを目的とする以上、その利用者が求めている情報をMCの要素とするというアプローチ自体に誤りはないように思われる。

しかし、これら5つがなぜMCの要素として認められるのかは必ずしも明らかでない。たしかに、実務記述書は、「企業が提供する情報を個々の法域的法的および経済的状况を含む特定の状況に適合させることを可能にする原則を提供している¹³²⁾」ので、「チェックリスト墨守の発想を避けたいとの考え¹³³⁾」から要素の説明を簡素化したとみることもできる。しかし、そのことは列挙した要素の意義を述べなくてよい理由にはならないであろう¹³⁴⁾。「特定の状況への適合」を最大限に重視するのであれば、むしろMCの要素を列挙せず、経営者が任意に選択した項目をMCの要素として記載した方が望ま

130) なお、改訂プロジェクトでは、財務諸表(注記を含む)とMCの情報の重複を避け、より簡潔な情報提供を目指す試みとして、相互参照(cross reference)を導入することが提案されている(International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Enhancing qualitative characteristics in management commentary*, IASB Meeting, Oct. 2019, pars. 26-44.)。しかし、相互参照という方法は、あくまでも重複する情報が何であるかが明らかである場合に有効であるため、やはり情報が重複するか否かを判断できる基準ないし視点が必要であるように思われる。

131) *Ibid.*, par. BC48 (同上, C1998頁)。

132) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. IN5 (IFRS財団編, 前掲(注1), B708頁)。

133) IASB, *op. cit. supra* note (4), par. BC47 (IFRS財団編, 前掲(注4), C1998頁)。

図表2 MCの要素と利用者のニーズ

要素	利用者のニーズ
事業の内容	企業が従事する事業および企業が営業を行っている外部環境についての知識
目的および戦略	企業が採用する戦略およびこれらの戦略が経営者の記述する目的を達成する上で成功する可能性を評価すること
資源、リスクおよび関係	企業にとって利用可能な資源および他者に資源を移転する義務、長期的で持続可能な資源の正味インフローを生み出す企業の能力、およびこのような資源生成活動が短期的および長期的にさらされるリスクを判断するための基礎
業績および見通し	企業は予想と合致した業績をもたらしたのか、経営者はどの程度よく市場を理解し、戦略を行使し、資源、リスクおよび関係を管理したのかを理解する能力
業績測定および指標	記述された目的および戦略に対して企業の業績を評価し管理するために経営者が使用する重大な業績測定値および指標に重点を置く能力

(出所) International Accounting Standards Board, *IFRS Practice Statement: Management Commentary – A framework for presentation*, IASB, 2010, par. BC48 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part C』中央経済社, 2019年, C1998頁).

しいかもしれない。また、MCも財務報告の本質的特徴を有し、有用な財務情報の質的特性を備えるべきものであり、財務情報の有用性は、比較可能性によって高められる。このことからすれば、MCにも比較可能性が求められるはずである。その意味でも、項目を列挙するだけのスタンスには問題があるように思われる。

さらに、これらの要素の相互関係についても同様の問題がある。これらの要素は、「特定の順序で列挙したものではない¹³⁵⁾」が、「これらは関連しており、分離して表示すべきではない¹³⁶⁾」という。そのために、「経営者は、事業

134) なお、MCの要素は討議資料の段階から大きく修正されていない。また、討議資料および公開草案に対するコメント・レターにおいては、提案された要素に対し多くの同意が得られていた（古庄修「IASB公開草案『経営者による説明』の新局面」『企業会計』第61巻第11号（2009年11月）、115頁；International Accounting Standards Board, *Management Commentary: Comment Letter Summary*, IASB, May 2010.）。うがった見方をすれば、多くの同意が得られたという事実がかえって各要素の意義を説明する必要性を失わせたのかもしれない。

135) IASB, *op. cit. supra* note (1), par. 25 (IFRS 財団編, 前掲(注1), B714頁)。

136) *Ibid.* (同上, 同頁)。

に関する見直しおよび要素の相互関係についての分析を、利用者が財務諸表を理解し経営者の目的および当該目的を達成するための戦略を理解するのに役立つように提供すべきである¹³⁷⁾」とされる。しかし、もとよりそれらの相互関係は実務記述書に示されていないため、相互関係を MC に記載することは難しいと考えられる¹³⁸⁾。

137) *Ibid.* (同上, 同頁)。

138) 改訂プロジェクトでは、本稿と同様の問題意識のもと改訂案が検討されている。ここでは、MC で議論する必要がある要素として (a) ビジネスモデル、(b) 戦略、(c) リスクおよび経営環境、ならびに (d) 業績、状態および進展の 4 つが示されている (International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Overview of the staff's approach to revision*, IASB Meeting, May 2019, par. 27.)。これらの要素については、現在の実務記述書にも一定のガイダンスが示されている (IASB, *op. cit. supra note (1), pars. 24-33* (IFRS 財団編, 前掲 (注 1), B714-B716 頁))。しかし、それらのガイダンスは抽象的であり、いかなる情報を報告すればよいのかを経営者が検討することが難しい (International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Overview of the staff's approach to revision*, IASB Meeting, May 2019, par. 29.)。そのため、MC の要素を上記 4 つへ再編成 (restructuring) したうえで、その作成を支援するために必要な追加のガイダンスが検討されている (Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 1 Overall Approach*, MCCG, Apr. 2019, pp. 7-9.)。ただし、実務記述書はあくまでも原則主義の考えに立つものであり、いかなる事項を報告すべきかをあらかじめ規定することはできない。そのため、報告すべき事項をあらかじめ規定するのではなく、そうした事項を企業自らが識別するに役立つガイダンスを提供することが求められる (*Ibid.*)。その具体的な内容については現在も議論が進められているが (例えば Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 3 Overview of the staff's current proposals*, MCCG, Dec. 2019, pp. 9-25; International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15B, Management Commentary Disclosure Objectives*, IASB Meeting, Mar. 2020. などを参照)、ここで注目すべきは、そうしたガイダンスが MC の記述的一貫性 (narrative coherence) を志向したものであるという点である。記述的一貫性は、従来の実務にみられた断片的な議論 (fragmented discussion) を避け、MC において「ストーリー全体を述べる」(tells the whole story) とともに、「未回答の問題を残さない」(leaves no unanswered questions) 一貫した記述 (coherent narrative) を促すものである (International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15B, Making relevance and materiality judgement*, IASB Meeting, Jul. 2019, pars. 43-44.)。記述的一貫性は、MC に記載される個別の情報のもとより、MC 全体 (management commentary as a whole) にも適用される (*Ibid.*, par. 44.)。MC 全体において記述が一貫しているとは、MC と財務諸表の相互関係 (interrelationships) はもとより、MC におけるそれぞれの情報の相互関係が明確 (clear) であることを意味する (*Ibid.*, par. 45.)。問題はその相互関係の明確さをどのように判断するかである。こうした相互関係も結局のところ、MC の機能として何を期待するのか、具体的には補足や補完の意味をどのように理解するのかにかかっているように思われる。

5.4 他の報告行為との関係

MC と他の報告行為との関係性について、実務記述書は、「経営者は、経営者による説明として表示するものを明確に識別し他の情報と区別すべきである¹³⁹⁾」と述べるにとどまっている。MC はあくまでも財務報告の範囲に含まれるものであり、財務報告以外の報告行為とは区別される。また、IASB 議長も述べているように¹⁴⁰⁾、IFRS その他の IASB ルールは、財務報告を対象とするものであり、それ以外の報告行為、例えばサステナビリティ報告について設定することは想定されていない¹⁴¹⁾。しかし、それは、他の報告行為との違いを意識しなくてよいことを意味するものではなく、むしろ他の報告行為との区別または役割分担を意識する必要性を喚起するものといえよう。すなわち、本来、「財務諸表において提供すべき情報と財務諸表以外において提供すべき情報に、明確な役割分担をさせるべきであり、情報の画定基準もそれに準拠して設定されることが望ましい¹⁴²⁾」といえよう。

139) *Ibid.*, par. 6 (同上, B710 頁)。

140) Hans Hoogervorst, *Speech: IASB Chair on what sustainability reporting can and cannot achieve*, Climate-Related Financial Reporting Conference, Cambridge University, UK, Apr. 2019. もちろん、このことは IASB がサステナビリティの問題を扱わないことを意味するものではない。サステナビリティの問題が財務報告に反映されるインパクトを持つ場合には、財務報告の対象になるものとされている。

141) この点、改訂プロジェクトでは、「コーポレートガバナンス報告 (corporate governance reporting) との重複」(Management Commentary Consultative Group, *Meeting notes*, MCCG, Apr. 2019, par. 9(c).) や「インタングブルズおよび ESG (Environment, Social, and Governance) に関する MC 情報」(Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 2 Topics for further input*, MCCG, Dec. 2019, pp. 3-20.) というテーマで議論されている。そこでは、他の組織が独自のフレームワークを設定している事実を認めつつも (*Ibid.*, p. 15)、実務記述書に個別のセクションを設けて情報開示のあり方を具体的に規定することはせず、インタングブルズや ESG の情報を MC の要素に引き付けて記載するよう提案するにとどまっている (*Ibid.*, pp. 6 and 15.)。そのため、現時点においては、MC と他の情報 (または報告行為) との関係性をどのように区別しようとしているのかは明らかでない。

142) 長東航「投資情報の拡大と負債概念 — 会計基準設定の国際的動向からの考察」『企業会計』第 62 巻第 10 号 (2010 年 10 月)、106-107 頁。

5.5 用語の意味

(1) 「表示」という用語

財務諸表の本体に記載することを「表示」(presentation) というが、実務記述書には MC への記載も「表示」(presentation) とされている。それに対して、注記に記載することは「開示」(disclosure) とされている。しばしば「名は体を表す」といわれるが、財務諸表と MC にいずれも「表示」という言葉を使うのは、名と体の混同、つまり形式と実質の混同ではないだろうか。形式さえ区別できなければ、注記(財務諸表)と MC の内容も区別できないのではないか。記載のあり方には、その実質を反映した名称を付けるべきではなかろうか。例えば、MC に記載するという事実そのものが独自の情報提供を意味しているため、「MC への記載」と記せば十分かもしれない。その場合には、単に記載したという事実を示す、「記述」(description) や「公表」(display) という名称で良いかもしれない。いずれにしても、あてがうべき英単語とその意味の選定は、今後の検討が待たれる問題ではないだろうか。

もっとも、IASB では現在、開示に関する取り組み (Disclosure Initiative) のプロジェクトが進められている。そこでは、「開示」と「表示」の用語の使い分けについて予備的見解が述べられている。それによれば、『表示する』および『開示する』が財務諸表における情報の記載場所を示すためにどのように使用されるのかを明確にしたうえで、これに従って使用することによって、混乱が生じる可能性がある¹⁴³⁾ため、『表示する』および『開示する』という用語を単独で財務諸表における情報の記載場所を明示するために使用するのではなく、意図した記載場所(『基本財務諸表において』または『注記にお

143) International Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Disclosure Initiative – Principles of Disclosure*, IASB, Mar. 2017, par. 3.31 (IFRS 財団『ディスカッション・ペーパー 開示に関する取組み—開示原則』IFRS 財団, 2017年3月, 38頁); 秋葉賢一「IASBによる開示原則の検討(1) —注記の位置づけ—」『週刊 経営財務』第3310号(2017年5月), 21頁。

いて』も明示すべきである¹⁴⁴⁾』としている。このような理解を前提とすれば、MCも同様に「MCにおいて記載」などとすれば十分であると考えられる。

(2) 財務と非財務という用語

実務記述書には、財務（financial）と非財務（non-financial）という用語が散見される¹⁴⁵⁾。しかし、その用語の定義はもとより、その具体的な意味も示されていない¹⁴⁶⁾。たしかに、これは実務上の判断に任せるためにあえてそうしているという考え方もあるだろうが、財務と非財務の意味をどのように理解するのかは、MCの実質を左右するほど重要な問題である¹⁴⁷⁾。

もとより、非財務情報の意義については少なくとも次の4つの立場が考えられる。すなわち、①貨幣額情報＝財務情報とし、それ以外の情報を非財務情報とみる立場、②財務諸表情報＝財務情報とし、それ以外の情報を非財務情報とみる立場、③財務諸表本体情報＝財務情報とし、それ以外の情報を非財務情報とみる立場、④財務報告情報＝財務情報とし、それ以外の情報を非財務情報とみる立場の4つである¹⁴⁸⁾。いずれの立場が適切かについては議論の余地があるが、いずれの立場であっても非財務情報はその他の情報という意味合いが強く、非財務情報の内容を明らかにしようとするれば、さらなる分類規準が必要になる。例えば、財務諸表本体以外の情報を非財務情報とし

144) *Ibid.*, par. 3.32 (同上, 同頁)。

145) IASB, *op. cit. supra* note (1), pars. 14, 30, 34, 36, 37 (IFRS 財団編, 前掲(注1), B711, B715-B717頁)。

146) 同様の指摘については次の文献を参照されたい。古庄修「IASB実務意見書『経営者による説明』の到達点」『企業会計』第63巻第4号(2011年4月), 135-136頁。

147) 改訂プロジェクトでは、非財務情報という用語が適切か否か、検討されている。そこでは、非財務情報に代わる用語として、*extra-financial information*, *pre-financial information*, *operational information*などがあげられている (IASB, *op. cit. supra* note (73), par. 41)。

148) 財務報告における非財務情報の取り扱いについては次の拙稿を参照されたい。飯塚雄基「非財務情報の財務報告」『福岡大学商学論叢』第63巻第1・2巻(2019年3月), 230-233頁。

た場合、そこには、注記に記載する情報はもとより、補足財務諸表、MD&A または財務報告以外の報告行為による情報も含まれる。そのため、それらの情報をいかにして提供すべきかを検討する際には、それぞれの情報の特性を考慮してさらなる細分化が必要なるため、非財務情報という広い範疇に情報を分類するだけはや不十分であろう¹⁴⁹⁾。

(3) 説明 (explain) という用語

さらに、MC の情報提供のあり方については、説明 (explain) という用語が散見される¹⁵⁰⁾。また、現在の概念フレームワークでも、説明情報 (exploratory information) という用語が用いられている¹⁵¹⁾。これらの用語の意味はどのように理解したらよいだろうか。とりわけ、MC の C、すなわち Commentary という用語とどのような関わりがあるのか、さらに検討する必要がある。邦訳によれば両者はいずれも「説明」と訳されており、本質的に同じものとみられているが、そのような見方でよいのかどうか、さらに検討する必要があるように思われる。

149) 同じような名称として「記述情報」(narrative information) という用語が用いられることもあるが、これも情報の形態を意味するものにすぎない。そのため、「記述情報」と呼ばれる情報をどのように扱うかを議論するためには、記述 (narrative) という情報の「形態」よりもむしろ、その情報を提供する手段が果たすべき「機能」に照らして検討する必要があるように思われる。ちなみに、実務記述書の討議資料 (Discussion Paper) においては、記述 (narrative) という用語を用いて MC を定義しない旨が述べられているが、それは、MC が「定量的な尺度」(quantified measures) を含む必要はないとの誤解を避けるためであるという (IASB, *op. cit. supra* note (122), par. 20(a))。こうした取り組みは、MC に記載すべき情報はその形態ではなく機能に照らした検討が必要であるとの考えに基づくものであろう。なお、この点は改訂プロジェクトでも議論されている (IASB, *op. cit. supra* note (73), par. 34)。

150) IASB, *op. cit. supra* note (1), pars. IN3, 7, 9, 11, 19, 27, 36-40 (IFRS 財団編, 前掲 (注 1), B708, B710-B712, B715-B717 頁)。

151) IASB, *op. cit. supra* note (12), par. 5.14 (IFRS 財団編, 前掲 (注 12), A51 頁)。

6. おわりに

本稿では、MCの現状と問題点について考察した。MCはその他の財務報告として財務報告の本質的特徴を有する報告手段であり、その目的と原則に従って一定の要素を記載するよう求められている。MCは財務諸表の背景情報を経営者の目線から提供する貴重な手段として財務報告の目的を果たすよう期待されるが、MCのあり方を規定している現在の実務記述書には検討すべきいくつかの問題点が残されている。とりわけ重要な問題点は、その本質的な機能として補足と補完の意味をどのように理解すればよいか、である。MCの本質的な機能が決まらなければ、MCでどのような事項（matters）を議論すればよいか、その事項についてどのような情報を記載すればよいか、というMCの内容を決定するための具体的なガイダンスを定めることも難しいであろう。現在までの改訂プロジェクトにおいては、補足と補完という用語を用いずに、「分析」、「理解の向上」および「洞察の付与」などの他の用語を用いてMCの本質的な機能、とりわけ財務諸表との違いを説明しようと試みられている¹⁵²⁾。その試みが受け入れられ、MCの本質的な機能について共通の理解が生まれるのか否か、今後の動向を注視したい。

現在、IASBでは、財務報告におけるコミュニケーションの改善（Better Communication in financial Reporting）プロジェクトが進められている。この名称は、プロジェクトの重要性および共通のテーマを明らかにするために用いられるものである¹⁵³⁾。そこで検討されている事項には、本稿で取り上げたMCの実務記述書の改訂はもとより、基本財務諸表（primary financial statements）の構造および内容、注記のあり方を検討する開示に関する取り組

152) IASB, *op. cit. supra* note (73), par. 19.

153) International Accounting Standards Board, *Agenda ref 11A, Disclosure Initiative: Principles of Disclosure*, IASB Meeting, Jun. 2018, par. 16.

みが含まれている。これらはいずれも財務報告の主要な手段と位置付けられるものを扱っており、今後の議論の行方次第で財務報告のあり方が大きく影響を受けることが予想される。MCの実務記述書の改訂だけでなく、基本財務諸表および注記の動向も注視しながら、今後、MCをさらに発展させていくためにいかなる課題があげられ、それに対してどのようにアプローチすることができるのか、引き続き検討していくことが求められている。

参考文献

- Financial Accounting Standards Board, *Invitation to Comment, Financial Statements and Other Means of Financial Reporting*, FASB, 1980.
- Hoogervorst, Hans, *Speech: IASB Chair on what sustainability reporting can and cannot achieve*, Climate-Related Financial Reporting Conference, Cambridge University, UK, Apr. 2019.
- IFRS Foundation, *Request for Views, Trustees' Review of Structure and Effectiveness: Issues for the Review*, IFRS Foundation, Jul. 2015 (IFRS 財団『意見募集 体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点』IFRS 財団, 2015年7月).
- International Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Management Commentary – A paper prepared for the IASB by staff of its partner standard-setters and others*, IASB, Oct. 2005.
- International Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Management Commentary*, IASB, Jun. 2009.
- International Accounting Standards Board, *Management Commentary: Comment Letter Summary*, IASB, May 2010.
- International Accounting Standards Board, *IFRS Practice Statement: Management Commentary – A framework for presentation*, IASB, 2010 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part B』中央経済社, 2019年).
- International Accounting Standards Board, *IFRS Practice Statement: Management Commentary – A framework for presentation*, IASB, 2010 (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part C』中央経済社, 2019年).
- International Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Disclosure Initiative – Principles of Disclosure*, IASB, Mar. 2017 (IFRS 財団『ディスカッション・ペーパー 開示に関する取組み – 開示原則』IFRS 財団, 2017年3月).
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28A, An initial survey of the landscape and implications for the Board*, IASB Meeting, Mar. 2017.

- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28A, Agenda proposal to revise and update the Management Commentary Practice Statement*, IASB Meeting, Nov. 2017.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 28B, An Update on Developments*, IASB Meeting, Nov. 2017.
- International Accounting Standards Board, *Preface to International Financial Reporting Standards*, IASB, 2018（IFRS 財団編，企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part A』中央経済社，2019年）。
- International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, Mar. 2018（IFRS 財団編，企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part A』中央経済社，2019年）。
- International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, Mar. 2018（IFRS 財団編，企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『IFRS®基準〈注釈付き〉Part C』中央経済社，2019年）。
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Cover paper*, IASB Meeting, Mar. 2018.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Management Commentary Practice Statement: Education session*, IASB Meeting, Mar. 2018.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 11A, Disclosure Initiative: Principles of Disclosure*, IASB Meeting, Jun. 2018.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, The objectives of management commentary*, IASB Meeting, Nov. 2018.
- International Accounting Standards Board, *IASB Update*, IASB, Feb. 2019.
- International Accounting Standards Board, *IASB Update*, IASB, Apr. 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Overview of the staff's approach to revision*, IASB Meeting, May 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Approach to guidance on qualitative characteristics*, IASB Meeting, Jul. 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15B, Making relevance and materiality judgement*, IASB Meeting, Jul. 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Faithful representation in management commentary*, IASB Meeting, Sep. 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, Enhancing qualitative characteristics in management commentary*, IASB Meeting, Oct. 2019.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15, Cover paper*, IASB Meeting, Mar. 2020.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15A, The objective of management commentary*, IASB Meeting, Mar. 2020.
- International Accounting Standards Board, *Agenda ref 15B, Management Commentary Disclosure Objectives*, IASB Meeting, Mar. 2020.
- Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 1 Introduction*, MCCG, Sep. 2018.
- Management Commentary Consultative Group, *Meeting notes*, MCCG, Jan. 2019.

- Management Commentary Consultative Group, *Meeting notes*, MCCG, Apr. 2019.
- Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 1 Overall Approach*, MCCG, Apr. 2019.
- Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 2 Topics for further input*, MCCG, Dec. 2019.
- Management Commentary Consultative Group, *Slide deck 3 Overview of the staff's current proposals*, MCCG, Dec. 2019.
- 秋葉賢一「IASBによる開示原則の検討(1) — 注記の位置づけ —」『週刊 経営財務』第3310号(2017年5月)。
- 飯塚雄基「非財務情報の財務報告」『福岡大学商学論叢』第63巻第1・2巻(2019年3月)。
- 飯塚雄基「自己創設無形資産と概念フレームワーク」『福岡大学商学論叢』第64巻第2号(2019年9月)。
- KPMG ジャパン 統合報告センター・オブ・エクセレンス「日本企業の統合報告書に関する調査2018」KPMG, 2019年3月。
- 長束航「投資情報の拡大と負債概念 — 会計基準設定の国際的動向からの考察」『企業会計』第62巻第10号(2010年10月)。
- 広瀬義州「財務諸表、注記および補足情報のディスクロージャー」『福岡大学商学論叢』第29巻第2・3号(1984年11月)。
- 広瀬義州編著『財務報告の変革』中央経済社, 2011年。
- 広瀬義州『財務会計(第13版)』中央経済社, 2015年。
- 藤原由紀「マネジメントコメントリープロジェクトの状況」『季刊 会計基準』第63巻(2018年12月)。
- 藤原由紀「マネジメントコメントリープロジェクトの状況」『季刊 会計基準』第64巻(2019年3月)。
- 古庄修「IASB 公開草案『経営者による説明』の新局面」『企業会計』第61巻第11号(2009年11月)。
- 古庄修「IASB 実務意見書『経営者による説明』の到達点」『企業会計』第63巻第4号(2011年4月)。
- 古庄修「アカデミック・フォーサイト 一歩先行く学者の視点 IFRS 実務記述書『経営者による説明』の改訂の視点:『より広い企業報告』と財務報告の境界問題」『会計監査ジャーナル』第30巻第5号(2018年5月)。
- 古庄修「IFRS 実務記述書『経営者による説明』の改訂の方向性」『ディスクロージャー & IR』第9巻(2019年5月)。
- 渡辺剛「財務報告における記述情報開示の意義と課題」『福岡大学商学論叢』第56巻第4号(2012年3月)。